

令和6年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合
議 会 （ 定 例 会 ） 会 議 録

令和6年2月6日（火）午後2時00分より、令和6年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を西多摩衛生組合会議室に招集した。

1. 出席議員 6 名

1 番	櫻沢 裕人	2 番	野崎 和也	3 番	川島 靖弘
4 番	奥泉 淳広	5 番	下澤 章夫	6 番	浜中 順

2. 欠席議員 0 名

3. 出席説明者

管 理 者	橋 本 弘 山	副 管 理 者	杉 浦 裕 之
教 育 長	儘 田 文 雄	会 計 管 理 者	小 山 和 茂
事 務 局 長	田 中 智 文	給 食 課 長	友 野 裕 之
職 員 係 長	渡 辺 佳 則	庶 務 係 長	武 藤 道 浩
管理給食係長	瀧 島 淳 介		

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	一般質問
日程第 4	議案第1号 令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算 (第3号)
日程第 5	議案第2号 令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算
日程第 6	議案第3号 令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費 の組織市町暫定分賦金の決定について
日程第 7	議案第4号 教育委員会委員の任命について

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

○議長（下澤章夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 6 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 1 回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の定例会を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

○管理者（橋本弘山） 議長、管理者です。

○議長（下澤章夫） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 改めまして、皆さん、こんにちは。

ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、令和 6 年第 1 回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれの市町の議会を控え大変ご多忙の中、また昨日から大雪になりまして、大変足元の悪い中ご出席を賜りまして、本当にありがとうございます。ございます。

また、日頃より当組合の運営につきましても、深いご理解とご協力を賜り、安全で安心な給食を提供できておりますことに、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

令和 6 年元日には、能登半島を中心として大きな地震がありました。この地震では多くの人命が失われ、また、建物の崩壊、道路の寸断などにより多くの被災者が発生し、未だに避難生活を余儀なくされております。

地震によりお亡くなりになった方にお悔やみを申し上げるとともに、被災した皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、国内全体に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症に関しましては落ち着きを取り戻しつつあるものの、インフルエンザウイルス感染症も流行しており、羽村市・瑞穂町の小・中学生でも、例年と比べ学級閉鎖が数多く発生したと聞いております。

更に原油価格の高騰、ロシアのウクライナ侵攻、急激な円安などを受け、社会情勢も不安定な状況が続き、国内でも生活に必要な様々なものについて、依然物価の高騰の状況が続いていることに加え、夏の猛暑の影響などにより、農産物の生産や流通にも追い打ちをかけました。

組合といたしましても、引き続き徹底した衛生管理に務め、職員の感染防止を図るとともに、食材等の価格動向を注視しながら効果的な事業の運営を行い、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

本日、ご提案申し上げさせていただく案件でございますけれども、令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算など、5件であります。

いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下澤章夫） 以上をもって管理者の発言は終わりました。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第1号のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、5番浜中順議員、1番櫻沢裕人議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

なお、本議会の議場については、登壇すべき演台がございませんので、自席での質問及び答弁をお願いいたします。それでは質問の通告がありますので、順次発言を許します。1番櫻沢裕人議員。

○1番（櫻沢裕人） はい。それでは事前の通告に従いまして、1項目、地場産野菜等を提供する農家との連携体制について、質問をさせていただきます。

羽村・瑞穂地区学校給食組合では、学校給食における地産地消や食育の推進を目的に、羽村市及び瑞穂町で生産された地場産野菜等を活用しており、令和4年度には地場産野菜使用率が47%となりました。

児童・生徒に、安全でおいしい給食を提供するとともに、地産地消や食育を推進するためには、地場産野菜等を提供する農家と給食組合が今後もよきパートナーであり続けることが肝要であるため、農家との日頃からの連携状況について伺います。

質問（1）、令和2年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会において、秋山議員の

食材調達契約に関する質問に対し、価格は市場価格を参考に決定し、月ごとの契約をしている旨の答弁がありました。農家に価格を提案する時期や農家との協議方法等、契約に至るまでどのような過程を経ているのでしょうか。

(2)、前述の議会において、秋山議員の農家との情報交換に関する質問に対し、打合せ会議、必要に応じた意見交換、畑の見学等を行っている旨の答弁がありました。令和3年度から令和5年度までの間、このような情報交換はどの程度行っているのでしょうか。

以上、よろしくお願いたします。

○教育長（儘田文雄） 議長、教育長です。

○議長（下澤章夫） 儘田教育長。

○教育長（儘田文雄） 1番櫻沢裕人議員の御質問にお答えします。

御質問の「地場産野菜等を提供する農家との連携体制について」の1点目、「令和2年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会において、秋山議員の食材調達契約に関する質問に対し、価格は市場価格を参考に決定し、月ごとの契約をしている旨の答弁があつて、農家に価格を提案する時期、農家との協議方法等、契約に至るまでどのような過程を経ているのか。」についてですが、地場産野菜を提供している農家との契約については、現在、二つの方法を採用しています。

第一に、特定の野菜については、当該年度当初、地場産提供農家が提供できる時期、価格をあらかじめ定めて契約を行っています。

契約をするに当たり、例年前年度末、羽村市及び瑞穂町の地場産野菜提供農家の方々、西多摩農業協同組合の担当者、東京都農業振興事務所西多摩農業改良普及センター担当者及び羽村市、瑞穂町の農業委員会事務局職員と給食組合担当で会議を開催しています。

その会議の場で、翌年度に契約する特定の野菜の予定価格に対し、給食組合から市場価格を参考にした予定額を提示し、双方で話し合つて価格を決めています。

第二に、そのほかの野菜については、農家の生産量や給食センターの使用する頻度などにより、月単位でその都度契約を行っています。

契約については、給食センターで作成した食材使用リストを基に、使用月の前月に西多摩農業協同組合から、提供可能な野菜の見積り金額が提示され、市場価格を参考にしながら契約金額を決めています。

次に、御質問の2点目、「前述の議会において、秋山議員の農家との情報交換に関する質問に対し、打合せ会議、必要に応じた意見交換、畑の見学等を行っている旨の答弁があったが、令和3年度から令和5年度までの間、このような情報交換がどの程度行われているか。」についてですが、令和元年度から新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、国内では緊急事態宣言が発出されて、人と人との接触を控えるなど、行動制限が長期間続きました。

この間、給食組合でもこれらの行動制限を受け、農家との打合せ会議や畑の見学を含めた様々な会議の開催を、一時的に見合わせておりました。

令和3年度から令和5年度までの実績は、令和3年度に感染対策を徹底しながら、給食組合職員及び栄養士で羽村市内の水田の稲刈りの見学を、1回実施しました。

また、令和4年度末から、農家等との会議を再開しました。

令和5年度末についても開催予定であり、現在、関係者と日程調整を行っているところです。

今後も、地場産提供農家と連携を行い、学校給食における地場産野菜の安定的な供給体制を構築してまいります。

以上で答弁を終わります。

○1番（櫻沢裕人） 議長、櫻沢です。

○議長（下澤章夫） 1番櫻沢裕人議員。

○1番（櫻沢裕人） 御答弁ありがとうございました。それでは順番に、再質問をさせていただきます。

まず1個目の食材の調達契約のところですね、特定野菜については年間契約をされていることで分かりました。年間契約に当たっては、先に価格を決定して、年間を通してその価格で基本的にはやっていくということだと思えるんですけども、契約の中で、例えば市場価格が急変したとか、そういったときは、あらかじめ決まっている契約価格も協議によって変更できると、そういった規定を設けているか伺いいたします。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） はい、地場産野菜の年間契約の野菜についてですが、基本的には年間を通してその価格を決めて、何月については、この野菜をこの金額でという契約でやっているのが実際です。

契約条項の中に、市場価格の概ね5割以上、その価格が高くなったり安くなったりしたときには、その金額をお互いの協議によって変更できるという規定がありますので、実際、令和5年度、今年度なんですけど、11月になるんですが、にんじんと大根については、市場価格が1.5倍を超えていたケースがありまして、12月以降の契約単価については1.5倍のその算定した金額で、改めて契約変更をした形で納品をいただいているという形になります。

今までないんですけど、例えばそれが市場価格より5割も下がったケースも考えられますので、そうなったときには、お互いの協議で話し合っ、単価については設定していくような形を考えています。以上です。

○1番（櫻沢裕人） はい。

○議長（下澤章夫） 櫻沢裕人議員。

○1番（櫻沢裕人） はい、分かりました、ありがとうございます。

（2）の方ですね、農家との情報交換等のところでまた質問させていただきます。

伺った話だけなんですけど、過去は局長さんを含めて畑の見学にいらしたということ、ちらっと伺ったことあるんですけども、ここ最近はコロナの影響でまだおそらく行かれてないということで、まずよろしいでしょうか。

局長さんが、直接畑には行ったことはないということで、よろしいでしょうか。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） そうですね、私がここに派遣となったのが令和4年の4月になりますので、令和3年度は前の事務局長が、実際に見学に行っています。

○1番（櫻沢裕人） 議長、櫻沢です。

○議長（下澤章夫） 櫻沢裕人議員。

○1番（櫻沢裕人） そうですね、分かりました。お忙しいとは思いますが、責任の方が実際に現場に足を運ぶことが、やはり信頼関係の強化に大きくつながるかなと思います。

また、現場の話も聞ける機会ができますので、お時間の許す限り訪問してはいかがかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 教育長から答弁申し上げたとおり、コロナの関係で一時的に会議とかそういう会合とか、自粛していたときがあります。

去年の5月に感染症のランクが、2類から5類に移行しましたので、去年はもう5月になっていたのでは、年度を越えていたのでは、ちょっと計画はできなかったんですけど、来年度については、その畑の見学についても、積極的に農家さんの意見を吸い上げるためにも、実施していく考えであります。以上です。

○議長（下澤章夫） 続きまして、5番浜中順議員。

○5番（浜中順） はい。それでは私から、3項目質問をさせていただきます。

1項目目、学校給食費の値上げはどのようにして決定されたのでしょうか。給食費の値上げは具体的にどのように決定されたのかを明らかにするために、以下質問します。

(1) 羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会、以降審議会では、値上げについて審議会をして、保護者への意見聴取はどう行ったのでしょうか。

ちなみに全国的に小・中学校の学校給食の完全無償化が進む中で、値上げについてどのような意見が出され、どのように方針が決定されたのでしょうか。

(2) 羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会、以降教育委員会では、値上げについて、

1. 教育委員会で保護者への意見聴取はどう行ったのでしょうか。
2. 値上げについて、全国的に小・中学校の学校給食の完全無償化が進む中で、また、異常な物価高となって、どのように考え決定したのか。

2項目目、食材料として地場野菜の一層の活用、地場野菜は食育、地域農業振興のみならず輸送を削減できる意味で、温暖化対策にも重要な意味を持っています。

以下質問いたします。

(1) ここ数年間、地場野菜をどのぐらいの割合で活用しているのでしょうか。

(2) 来年度は今年度と比べて、どのように活用しようと考えているのでしょうか。

3項目目、学校給食センターでは小・中学校に対して食育教育を、具体的にどのように行っているのでしょうか。

気候変動などによって、食料の確保が世界的に大きな課題となっています。この課題を含めて、学校給食センターでは小・中学校に対して食育教育がどのように行われているのか、以下質問いたします。

(1) 学校給食センターでは、小・中学校に対して食育教育を、具体的にどのように行っているのでしょうか。

以上です。

○教育長（儘田文雄） 議長、教育長です。

○議長（下澤章夫） 儘田教育長。

○教育長（儘田文雄） はい、6番、浜中順議員の御質問にお答えします。

はじめに、御質問の1項目目「学校給食費の値上げはどのようにして決定されたのか。」の1点目羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会のお尋ねのうち、値上げについて、審議会として保護者への意見聴取はどう行ったのか。」についてですが、審議会は、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会の諮問機関です。

その構成員は、保護者の代表である羽村市及び瑞穂町の各小・中学校のPTAの代表者が17名、羽村市及び瑞穂町の校長の代表者4名、羽村市及び瑞穂町から推薦された識見を有する方2名、合計23名で構成されています。

従いまして、学校給食費の改定についての審議に当たっては、審議会の組織が各小・中学校の保護者の代表者により構成されていることから、審議会から個々の保護者に対する意見聴取は行っておりません。

次に、「全国的に小・中学校の学校給食の無償化が進む中で、値上げについてどのような意見が出され、どのように答申が決定されたのか。」についてですが、審議会では、学校給食費の改定について審議した際、委員の皆様からは、物価高騰が進む中、栄養バランスの取れた学校給食の安定的な提供が重要であり、そのためには、学校給食費を現在の物価水準に合わせる必要があるとの意見が、数多く出されました。

その結果、現在の物価水準に沿った学校給食費が算出され、答申の内容が決定されたものと聞いています。

次に、御質問の2点目「羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会のお尋ねのうち、値上げについて、教育委員会として保護者への意見聴取はどう行ったのか。」についてですが、先ほども申し上げましたとおり、審議会委員の大多数が、保護者の代表者で組織しており、教育委員会に提出された答申書については、主な保護者の意見が反映されていることから、教育委員会として、個々の保護者に対する意見聴取は行っておりません。

次に、「値上げについて、全国的に小・中学校の学校給食の完全無償化が進む中、また、異常な物価高の中で、どのように考え決定したのか。」についてですが、教育委員会では、審議会からの答申を受け、栄養バランスの取れた学校給食の安定的な提供が重要であると考えました。

そのためには、現在の物価高騰に応じた食材を購入するための金額を確保することが必要であることから、学校給食費の改定について、審議会の答申内容を尊重し決定いたしました。

次に、御質問の2項目目「食材料として地場産野菜の一層の活用を」の1点目、「ここ数年間、地場産野菜をどのぐらいの割合で活用しているのか。」及び2点目、「来年度は今年度と比べてどのように活用しようと考えているのか。」については、関連がありますので、併せてお答えします。

羽村・瑞穂地区学校給食センターが過去3年間に使用した地場産野菜の割合については、令和2年度は総使用量の34.45%に当たります。

令和3年度は、総使用量の45.29%に相当します。令和4年度は総使用量の47.19%です。令和5年度以降についても、引き続き地場産野菜を積極的に活用し、学校給食における地産地消と食育の推進を図ってまいります。

次に、御質問の3項目目「学校給食センターでは小・中学校に対し、食育教育を具体的にどのように行っているか。」についてですが、学校給食センターでは食育事業を行うに当たり、三つの柱を設けています。

1点目は、食育推進のための学校との連携として、栄養士や調理員の学校訪問、職場体験の受入れなどを行っています。

令和4年度の実績として、羽村市及び瑞穂町の小・中学校で栄養士と調理員が各1回訪問し、小学校では給食前の時間に小学1年生の教室に出向き、「給食のできるまで」に関する講義を行うとともに、給食時間中に校内放送を利用して、噛むことの大事さについて啓発しました。

また、中学校では、給食時間中に校内放送を利用して、「野菜を食べる」ことで様々な栄養を摂取できることについて啓発を行いました。

職場体験では、羽村市の中学校1校から生徒2名を受け入れ、日頃自分たちの食べている給食がどのように調理されるのか、実際の調理作業を通して理解の促進を図りました。

2点目は、食育推進事業として、学校給食に関するポスターコンクールの実施、中学校3年生を対象にしたリクエスト給食の実施及び地場産物の利用促進を行っています。

令和4年度のポスターコンクールについては、羽村市及び瑞穂町の小・中学校から502点の応募があり、最優秀賞の4作品は給食配送車に提示しました。

また、リクエスト給食の提供で、中学校3年生を対象に、今までに食べた給食からリクエストしてもらい、12月の13日間の給食で、27品目を提供しました。

3点目は、学校給食に関する情報提供として、給食だよりを年4回、給食時間中に校内放送で読み上げる資料を、年11回配布しました。

また、給食センター公式サイトにおいて、同様の資料を掲載するほか、今日の給食の紹介などを行い、栄養価と給食の関係、給食と健康の関係、食材に関する情報などを発信しております。

今後も、こうした事業を実施することにより、食に対する感謝の気持ちの醸成、成長に必要な栄養価や地場産野菜の理解など、多様な観点から食育の推進を図ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○6番（浜中順） 議長。

○議長（下澤章夫） 浜中順議員。

○6番（浜中順） それでは、3点に渡って再質問をさせていただきます。

給食費ですけども、教育の負担が大変だっていう、そういう声を、私はいっぱい聞いているんですね。

P T Aの代表が出てらっしゃるってことですけども、支払いの困難さについての意見は、全くなされなかったのかどうか。その点をお聞きします。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 運営審議会の中では、あくまでそういうご負担が大変だとか、こういう物価高の中で給食費を上げるのはどうなのかっていう意見は、一切ございませんでした。

意見としては、もうあくまで物価高の状況を皆さん実感している保護者の皆様ですので、当然これだけ食材が上がっていれば、給食費を変えなければ質が下がるのは当然のことです。誰が考えても分かりますので、そういうような、逆にその物価上昇分に応じた給食費を設定して、質とか、あとは食材のバランスだとか、献立のメニューの多様化っていうんですかね、そういうのを維持する必要があるっていう意見が大半でした。以上です。

○6番（浜中順） 議長。

○議長（下澤章夫） 浜中順議員。

○6番（浜中順） 学校給食無償化がやっぱりそのとおりだって、その波が全国的に広がっている。

どのくらい今広がっているのか、どう把握されているのか。やっぱりそういう大変だっていう願いを受けて、実際は無償化に答えを出しているというふうに思うんですね。

私はですから、その辺が審議会でも出ない、教育委員会でも審議されない、意見が出ないってことがちょっと不思議ですけども、じゃあ実際に今、無償化どのように進んでいるのか、お聞きします。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 事務局長。

○事務局長（田中智文） 運営審議会でも組合の教育委員会でもそうなんですけど、あくまで前回の定例会のときにちょっとご説明させていただいたんですが、あくまで羽村と瑞穂で学校給食組合の規約に基づいて運営している、一部事務組合でありますので、そこで例えば無償化に関すること、この前の議会でも説明させていただきましたけど、学校給食法という法律の中では、食材費はあくまで原則は保護者の負担に規定されていますので、それを超えて、例えば多くの自治体が無償化をしたり、一部の無償化をしていますけど、そういう特別な政策的判断をやるには、やっぱりそれぞれの例えば羽村で無償化するとか、しないとか、あるいは瑞穂で無償化する、しないとか、政策的判断に基づいて実施することになりますので、あくまでそのことを一部事務組合の教育委員会の中で議論したりとか、そういうことはありません。以上です。

○6番（浜中順） 議長、浜中です。

○議長（下澤章夫） 浜中順議員。

○6番（浜中順） ちょっと納得しませんけども、これ以上、もう質問もできませんので2項目に移ります。

地場産業の割合が34%、45%、47.19%と、確実に伸びていらっしゃるということで、素晴らしいなと思います。

これを増やせる展望です。どのくらいの目標を置いているのか。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 食育推進計画という、国が定めた計画があるんですが、第三次

の食育推進計画というのは、平成28年から令和2年までの5年間になりますので、その中では、学校給食における地場産物の使用割合を30%以上にするという数値目標を掲げていましたので、それに向けて地場産物の割合というか、それをクリアできるように、当時から取り組んでいた事実があります。

今現在は、令和3年から令和7年度までの第四次の食育推進計画というのがありまして、その中ではちょっと目標が変わりまして、学校給食における地場産物の使用割合、これが金額ベースになります。

金額ベースを令和元年度の数値を維持、向上するというのが目標になります。

具体的にその数値を、うちの給食センターに当てはめると、令和元年度の地場産野菜の金額ベースが5.52%になります。

令和3年度からがその第四次の食育推進計画になりますので、令和3年度の割合が6.14%、令和4年度が6.47%ですので、令和3年度、4年度とも元年度の金額ベースの割合をクリアしますので、今後も計画の数値、目標数値ってなると、やっぱり食育推進計画のその目標に設定していくべきだと考えていますので、あくまでその令和元年度の5.52%をクリアできるように、取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○6番（浜中順） 議長、浜中です。

○議長（下澤章夫） 浜中議員。

○6番（浜中順） 先ほど、34%、45%、47.19%というのと、今言われた5.52%、6.14%、6.47%っていうのは、その金額ベースということですね。はい、わかりました。

それを増やすために、地場野菜を増やすための課題っていうんですか、こういうことがクリアできれば地場産物の野菜をぐっと増やすことができるっていうような、そういう把握はございますか。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

給食に使用する野菜類を全部地場産でというのは、多分難しいと思うんですね。

あくまで限られた農地で限られた人が、都市部の農業になりますので、羽村・瑞穂については、あくまでその中で、給食センターへ提供できるものがどれだけあるのかっていうのは、やっぱり先ほどの櫻沢議員の地場産農家との連携じゃないですけど、そういうのをやっぱり、こちらのニーズと現場の声を聞いたりとか、そういう機会を増やして、

コミュニケーションじゃないですけど、そういうことを深めることによって、やっぱりある程度の数字は出てくるものだと思いますけど、あくまでそれを全部100%に近づけるっていうことは難しいと思いますので、あくまで現状維持を少なくともできればと、給食センターでは考えています。以上です。

○6番（浜中順） 議長、浜中です。

○議長（下澤章夫） 浜中議員。

○6番（浜中順） はい、分かりました。3項目に入ります。

教育長の先ほどの答弁の中で、噛むことの大切さ、野菜を食べることの重要性、それを学校放送を通じて行ったということをおっしゃられました。

これは、年に直すと何回ぐらい、どのぐらいのペースでやられているんですか。

それから、給食中に読み上げる、給食のことについて読み上げるような資料を学校に配布しているということを年に、ちょっと聞き取れなかったんですけども、そういうみんなが、生徒が読むような資料も出しているということですけども、これってちゃんと、生徒からの学校で読む体制はできているのかというのを、お伺いします。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） まず、その噛むことについては、小・中学校各校に1回は出向いてますんで、そのときに合わせて、校内放送で栄養士が読み上げるような形になっています。

それとあと、読み上げ用の資料というのは、8月の夏休みを除く年11回、配布を行っています。

実際にどのぐらいの頻度っていうのは、調査したことはないですけど、それぞれが給食担当の先生なり養護教諭なりいらっしゃいますんで、当然食育は給食センターも一端は担っていますが、実際その食育を実践していくのは各学校になると思いますので、その一助になればということの資料の提供ですので、それを活用していただいているものと考えています。以上です。

○6番（浜中順） 議長、ありがとうございました。

○議長（下澤章夫） 続いて2番野崎和也議員。

○2番（野崎和也） それでは項目に従いまして、質問させていただきます。

では、「食材価格の高騰について」

義務教育の場である小・中学校では、学校給食法にあるとおり、国及び地方公共団体は、「学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。」としています。

つまり、給食はあればいいというものではなく、常にその役割を果たすための努力や創意工夫が必要であります。

また、学校給食は、食育の機会として、地元の食材を活用する地域との関連性も重要です。

しかし、昨今、食材、調味料、油、エネルギー関連など、様々な食材価格高騰に悩まされる時代になりました。給食は毎日のことであるだけに、より安価で栄養価の高い給食が必要と考え、以下質問します。

- (1) 食材価格高騰の影響を短期的にはどのように捉え、対策をしていますでしょうか。
- (2) 食材価格高騰の影響を長期的にはどのように捉え、対策をしているのでしょうか。
- (3) 食材価格高騰の影響を抑制するためには、給食残渣等の処理量をより減少させることが必要であると考えますが、どのような取組みをしているのでしょうか。
- (4) 地場産食材等の使用を増加させることによる価格高騰の影響を減少させることは可能でしょうか。
- (5) 地場産食材等を使用したメニューを通じて、食育に関する取組みをさらに充実させることが必要ではないでしょうか。

以上が質問になります。

○教育長（儘田文雄） 議長、教育長です。

○議長（下澤章夫） 儘田教育長。

○教育長（儘田文雄） 2番野崎和也議員の御質問にお答えします。

御質問の「食材価格の高騰について」の1点目、「食材価格高騰の影響を短期的にはどのように捉え、対策しているか。」及び2点目、「食材価格高騰の影響を長期的にはどのように捉え、対策しているか。」については、関連がありますので、併せてお答えします。

国内の物価は、令和3年度までは緩やかな上昇傾向にありました。しかし、令和4年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行、ロシアのウクライナ侵攻、原油価格の高騰及びアメリカの金利引上げに伴う円安などに端を発し、国内の様々な物価が急激に上昇しました。

給食に必要な食材等も例外ではなく、数多くの食材の物価が高騰し、今日に至って

ます。この物価高騰は長期的に見て、高止まりする傾向にあると考えます。

給食組合では、物価高騰に係る対策として、給食に使用する食材について見積りを取り、価格の比較、検討を行った上で、より低価格の品を使用することとしております。

また、旬の野菜や魚など、安価なものをより多く取り入れたり、精肉についても価格の比較的安い鶏むね肉やひき肉の使用回数を増やしたりするなど、献立の工夫を行っております。

こうした対策に加え、令和5年度には、国の地方創生臨時交付金を原資とする補助等の支援を、羽村市及び瑞穂町から受けて対応しております。

令和6年度以降も物価高騰が継続することが予測されることから、長期的な対策として、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会に諮問を行い、「給食費の改定について」審議をしていただきました。過日、その審議結果をまとめた答申を、教育委員会が受理いたしました。

教育委員会では、答申内容に基づき、栄養バランスの取れた給食の安定的な提供を行うためには、物価高騰に対応した学校給食費の改定が妥当であるとの判断から、学校給食費の引上げを決定したところです。

次に、御質問の3点目、「食材価格高騰の影響を抑制するためには、給食残渣等処理量を、より減少させることが必要であると考えますが、どのような取組みをしているか。」についてですが、残渣等には、提供した給食を児童・生徒が食べきれずに発生する「給食残渣」と、野菜の下処理中に発生する、調理に使用できない「野菜くず」とがあります。

学校給食は、児童・生徒が一日に必要な栄養価の3分の1程度を摂取することが国の学校給食摂取基準に定められており、給食センターでは、摂取基準に基づき、調理に必要な食材量を確保しています。

食材の高騰化においても、必要とする食材量は変わることはありません。御質問にあるとおり、残渣等を抑制することは、処理費用を負担している羽村市及び瑞穂町の分賦金の抑制につながります。

したがって、児童・生徒の食べ残しが減少するよう、栄養士が給食の献立について、日頃から研究を重ねております。

併せて、給食だよりや給食時間中に校内放送で読み上げる資料を配布し、栄養価と給食の関係、給食と健康の関係、食材に関する情報などを発信することにより、児童・生

徒が給食により興味、関心を持つよう、工夫を行っているところです。

次に、御質問の4点目、「地場産食材等の使用を増加させることによる、価格高騰の影響を減少させることが可能か。」についてですが、地場産食料は、羽村市及び瑞穂町で生産されるため、輸送に係るコストの抑制は見込まれるものと考えます。

一方、大規模な農家で大量に生産され市場に出荷される食材と比べると、食材一つに係る生産コストは増加することが想定されます。

併せて、地場産食材の価格は、気候や国内食材の出来高にも左右されることから、地場産食材を増やすことで、一概に価格高騰の影響が減少するとは考えておりません。

次に、御質問の5点目、「地場産食材等を使用したメニューを通じて、食育に関する取組みをさらに充実させることが必要ではないか。」についてですが、地場産食材を使用することにより、地産地消や地域の農業の特色について、児童・生徒が考えるきっかけになるよう、引き続き、給食の献立について研究を重ね、食育のより一層の充実を図ってまいります。以上で答弁を終わります。

○2番（野崎和也） 議長、野崎です。

○議長（下澤章夫） 野崎和也議員。

○2番（野崎和也） 答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず（3）の方の給食残渣の方なんですけれども、これ、先ほど浜中議員の質問の答弁でもありましたが、地場産野菜を多く使って、年々増加していると思います。令和2年、34.45%から始まって、令和3年、45.29%、令和4年、47.19%まで、この増加に伴って、残渣が増えているということが考えられるのでしょうか。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 地場産野菜の使用割合が増えたからといって、いわゆる残渣の中には、先ほど教育長から答弁したとおり、食べ残しの部分と調理する前の「野菜くず」があります。

野崎議員がおっしゃっているのは、「野菜くず」の部分が増えるのではないかということをおっしゃっていると思うんですが、一概に地場産野菜が割合的に「野菜くず」が出る割合が多いかということ、そうではないです。

やっぱり野菜の種類によって、くずに出る部分が多い野菜とそうじゃない野菜があり

ますので、一概に地場産野菜が使ったからその割合が増えるとか、そういうことではないと考えています。以上です。

○2番（野崎和也） 議長、野崎です。

○議長（下澤章夫） 野崎和也議員。

○2番（野崎和也） そうですね、その「野菜くず」のところなんですけれども、やっぱりこの「野菜くず」が減ることは、大事かなとは思いますが。

食べ残し部分ではなく「野菜くず」を減らすことによって、価格等を抑制できるのかなとは考えています。

農林水産省が公表している主な農産物の価格推移によると、農産物の価格指数というのが前年と比べ、野菜や鶏卵等が上昇したことにより、これは上がっていると。さらにこれは、今後も上昇されると出ています。

現在、短期的にしっかりと対策を取っているとは思いますが、これ長期的な視点で見た場合、この「野菜くず」に関して例えばメニューの見直しとか、どうしても管理っていう部分でくずをなくすことが、より必要だとは思いますが。

この「野菜くず」なんですけれども、これ農家さんから、ある一定の基準のものが納品されると思います。それを調理の過程でくずが出てしまうんですけども、これこの調理をする過程でくずになる部分というのは、何か一定の基準があって、調理に出されるものなのか、それともその職員さんの判断で、皮をむいたりへたを切ったりして「野菜くず」になっていくものなのか、その基準があるのか、ないのか、お伺いします。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 明確な基準というのはないのが実際です。ただ、例えば野菜の種類によっても、先ほどお話しましたけど、皮を食べるようなきゅうりだとか、そういうのはほとんど「野菜くず」が出ないですし、逆に葉物でキャベツとかそういうもの、そういうものはある程度の「野菜くず」が出たりとか、あとはニンジンのへたの部分は食べないですから、その部分が出たりとかあります。

明確な基準はないんですけど、例えば納入したその野菜によっては、例えば形が一定じゃなければ、大きさをそろえるのにある程度の「野菜くず」が出たりだとか、あるいは汚れが付いたものが多くあれば、その汚れを剥がす部分が多く出たりとかありますんで、やっぱりその納入されたものに対してその場で判断して、適正な給食に、調理に適

した食材を確保していくという形でありますので、明確なその基準というのはないのが実態です。

○2番（野崎和也） 議長、野崎です。

○議長（下澤章夫） 野崎和也議員。

○2番（野崎和也） 分かりました。給食費、無償ではないので、くずが残らないよう、今後も努力していただければと思います。

次に（5）の方ですけれども、地場産食材等を使用したこのメニューに関して、メニューを通して、食育に関する取組みを実施させていただきたいなと思っはいるんですけれども、事務報告書の中で食育関係事業の推進というところで、先ほど答弁でもありましたけれども、リクエスト給食、それからポスターコンクール、それから地場産野菜等の利用促進というものがありました。

食育のためには、とっても有効だなと、保護者としても感じております。ただ、より一層充実を図るため、取組みの一つとして、例えば地場産の食材を活かした「全国学校給食甲子園」というものがございますので、こちらも検討されてはいかかかなとは思っています。いかがでしょうか。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 議員がおっしゃるとおり、「全国学校給食甲子園」というのがありまして、今年で18回になります。

この大会の目的なんですが、全国の学校給食で提供されている郷土を代表する料理を競う大会を通じ、食育を啓発することと地産地消の奨励を目的とするという、そういう大会になっていますので、こういう大会に出て、地場産野菜を多く使っているんだということをアピールするというのは、一つの手段というか、食育を推進していく手段になり得ます。ただ現実的にどうかって考えたときに、うちの給食センターは竣工からもう40年近くの古い施設になりますので、実際炊飯施設が整ってないんですね。

炊飯する御飯については、全て外注に出して、そこの工場から各学校に配送していただいているという形になりますので、なかなか現実的にそういうものを作っていない施設でありますので、そういう大会に出るのがちょっと難しいのが事実だとは思っています。

ただ、地場産野菜を使っていることをメニューに活かしてという趣旨でおっしゃっているとしますので、実際献立表を見ていただくと分かるんですが、ほぼ毎日地場産

野菜使っていますので、地場産野菜を特化してメニューというよりは、日々毎日、地場産野菜をほとんどの毎日使っているのが実情でありますので、それをいかに児童・生徒の皆様伝えていくのかという方法、方策というんですかね、そちらを引き続き力を入れていきたいと考えております。

例えば、食育の中で、学校訪問において、今日の給食ができるまでみたいなことを、小学校1年生に20分ぐらいかけて授業をしますが、その中で、やっぱり「今日使われているこういうものが地元の農家さんのものだよ」みたいな、そういうものを伝えることも重要でありますので、そういう機会を増やしていければなと考えています。以上です。

○2番（野崎和也） 議長。

○議長（下澤章夫） 野崎和也議員。

○2番（野崎和也） なかなかこの給食の甲子園というのは、現時点では難しいというのは分かりました。私も保護者として、給食だよりであったり、子供から「どんな給食があったの」って聞くことが多いので、やはりよりユニークな独創性のあるメニューも、献立もつくっていただきたいなと思っております。

さらに、このより食育の充実を図り、魅力ある学校になるということを目指すためには、やはり給食も一つの魅力の一つなのかな、と私は考えています。

その地域にある学校の魅力を通して、住居先を決めているという保護者さんも、いると思います。羽村市や瑞穂町が食育推進のまちを目指してもいいのかなと思いますことを付け加えて、質問を終わります。以上です。

○議長（下澤章夫） これをもちまして一般質問を終わります。しばらく休憩といたします。再開は3時15分開始といたします。

午後 3時04分 休憩

午後 3時15分 再開

それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。次に、日程第4、議案第1号「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第3号）」の件を議題といたします。提出者から提案理由と説明を求めます。

○管理者（橋本弘山） 議長、管理者です。

○議長（下澤章夫） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第1号「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第

3号)」につきまして、御説明いたします。

この補正予算は、歳出予算の総額はそのままとし、歳出の款・項の区分ごとに振り分けて補正をするものです。

補正の内容ですが、歳出予算について、まず「議会費」の「組合議会費」は11万1,000円減額し、78万7,000円とするものとする。

次に、「事務所費」の「組合事務所費」は168万3,000円増額し、9千497万9,000円とするものです。

次に、「教育費」の「保健体育費」は161万3,000円を減額し、3億2千40万9千円とするものです。

次に、「予備費」は、4万1,000円増額し、505万8,000円とするものです。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議の上ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 議案第1号の細部につきまして、ご説明いたします。補正算書の6ページ、7ページをお開きください。

まず、「議会費」の「組合議会費」につきましては、11月に実施しました議員等視察研修の移動手段である自動車借上料ですが、今年度の視察先が福生市になり、現地集合としたことで、バス借上げを行わなかったことにより、自動車借上料を全額減額するものです。

「事務所費」の「一般管理費」につきましては、会計年度任用職員報酬が最低賃金の変更等に伴い、20万7,000円を増額するものです。

「一般職給料」については、人事委員会勧告による給料表改定があったため、3万5,000円を増額するものです。

「地域手当」ですが、当初の支給率を10%と見込んでいましたが、実際は8.5%に据え置かれたなどの理由により、30万円を減額するものです。

「職員共済組合負担金」については、負担金率の改正等により、18万円の増額をするものです。

「法規追録代」については、昨年度の3月末までに多くの条例、規則等の改正があり、

今年度に入り、ページ数が確定したため、156万1,000円を増額するものです。

次の「教育費」の「保健体育費」につきましては、会計年度任用職員報酬が最低賃金の変更等に伴い、37万6,000円を増額するものです。

「一般職給料」については、人事委員会勧告による給料表改定があったため、16万6,000円を増額するものです。

「地域手当」ですが、当初の支給率を10%と見込んでいましたが、実際は8.5%に据え置かれたなどの理由により、70万6,000円を減額するものです。

「職員共済組合負担金」については、負担金率の改正等により33万7,000円の増額をします。

「検便手数料」については、見積もり合わせの結果、単価が下がり40万円を減額するものです。

「ボイラー運転管理業務委託料」については、年間勤務日数が確定したため60万円を減額するものです。

また「給食献立管理システム導入委託料」については、78万6,000円の契約差金が生じ減額するものです。

8ページ、9ページをお開きください。最後に「予備費」につきましては、歳出総額の調整のため、4万1,000円を増額するものです。

10ページから13ページまでは、給与費明細書となっております。

以上で、議案第1号の細部説明とさせていただきます。

○議長（下澤章夫） これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○1番（櫻沢裕人） よろしいですか。

○議長（下澤章夫） はい、櫻沢裕人議員。

○1番（櫻沢裕人） 7ページ、予算書の「教育費」の「学校給食費」の給食献立管理システム導入の委託料の部分、そこだけ伺います。

今、契約差金ということで78万6,000円ですね、当初の予算だと多分290万ぐらいだったんですけど、結構な額差が発生しているんですけども、複数見積り、若しくは一般競争入札の結果、競争があったから結構な額差が発生したという理解でよろしいでしょうか。

○給食課長（友野裕之） 議長、給食課長です。

○議長（下澤章夫） 給食課長。

○給食課長（友野裕之） それではお答えいたします。この給食献立管理システムの契約でございますが、こちらの今回の給食管理システムからセキュリティの関係で、サーバー管理じゃなくてクラウド管理の方に移行しております。

今までは給食センターの事務所にサーバーを置きまして、そちらの方で管理していたんですが、セキュリティを強化するために、保守も合わせて献立システムのクラウド化のできるシステムに移行いたしました。

実はそのクラウド化にできるシステムが限られているものでして、実際はこれは随意契約、一者特命でやらせていただいております。

その結果、やはり交渉の段階、見積りの打合せの段階で、そういったものも含めまして、今回の金額になりまして、契約差金が発生したものでございます。以上です。

○議長（下澤章夫） ほかにございせんか。なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算（第3号）」の件を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に日程第5、議案第2号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び日程第6、議案第3号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件につきましては、関連がありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び日程第6、議案第3号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件を一括議題といたします。

提示者から、提案の理由の説明を求めます。

○管理者（橋本弘山） 議長、管理者です。

○議長（下澤章夫） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、一括議題となりました、議案第2号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」、及び議案第3号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2議案につきまして御説明いたします。

はじめに、議案第2号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」ですが、「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の総額は、歳入歳出それぞれ4億1千208万8,000円で、前年度と比較して、1千659万3,000円の増額となっております。

まず、歳入については、羽村・瑞穂両市町からの「分賦金」は、4億161万8,000円で、歳入総額の97.46%を占めております。

「繰越金」については、1千万円、「諸収入」は、47万円となっております。

次に、歳出ですが、「議会費」は、78万1,000千円、「事務所費」は、9千966万円、「教育費」は、3億964万6,000円、「公債費」は、1,000円、「予備費」として、200万円です。

次に、議案第3号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」御説明いたします。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年4月1日現在の在籍児童・生徒数の推計をもって算定しております。

本案は、当給食組合に係る経費について、令和6年4月1日現在の児童・生徒数の割合に基づき、暫定分賦金を決定するため、御提案申し上げるものであります。

令和6年度 羽村市の暫定分賦金は、2億5千892万3,000円、瑞穂町の暫定分賦金は、1億4千269万5,000円とするものであります。

細部につきましては、事務局長から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） それでは、一括議題となりました議案第2号及び議案第3号の細部につきまして御説明いたします。

はじめに、議案第2号の細部につきまして、御説明いたします。

最初に、歳入について御説明いたします。

お手元にお配りいたしました予算書の10ページ、11ページをお開きください。

第1款「分賦金」は、4億161万8,000円で、前年度と比較して2千632万6,000円の増額です。

増額の主な要因は、予算総額を令和5年度当初予算より1千659万3,000円増額したこと、及び、第2款の繰越金が1千万円減額したことによるものです。

なお、分賦金の負担割合につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、第2款「繰越金」は、1千万円で、前年度と比較して1千万円の減額です。

令和5年度の執行見込額により繰越見込額が減額したことによります

第3款「諸収入」のうち第1項「預金利子」は3,000円で、前年度と同額です。

第2項「雑入」は46万7,000円で、前年度と比較して26万7,000円の増額です。

増額の主な要因は、3年ごとに入金がある「高圧送電線下補償金」が令和6年度は対象年度となり、増額となるものです。

次に、歳出について御説明いたします。12ページ、13ページをご覧ください。

まず、第1款「議会費」のうち、「組合議会費」は、78万1,000円で、前年度と比較して、11万7,000円の減額です。

減額の主な要因は、隔年で実施している議員等視察ですが、6年度は実施しないため、バスの借上料が皆減となるものです。

次に、第2款「事務所費」のうち第1項「組合事務所費」第1目「一般管理費」は、9千960万4,000円で、前年度と比較して663万2,000円の増額です。

主な内容ですが、第2節「給料」は、3千720万1,000円で、前年度と比較して64万5,000円の増額です。

増額の主な要因は、令和5年人事委員会勧告及び定期昇給等によるものです。

第3節「職員手当等」は、2千636万9,000円で、前年度と比較して127万4,000円の増額です。

増額の主な要因は、令和5年人事委員会勧告及び定期昇給等により、各種諸手当の増額によるものです。

第4節「共済費」は、1千319万2,000円で、前年度と比較して73万5,00

0円の増額です。

増額の主な要因は、介護保険の対象者や社会保険加入対象が増えるなどの理由によるものです。

14ページから、15ページをご覧ください。

第12節「委託料」は、915万9,000円で、前年度と比較して430万円の増額です。

増額の主な要因は、16ページ、17ページにあります、「土壌調査委託料」などによるものです。

第13節「使用料及び賃借料」は、567万6,000円で、前年度と比較して30万5,000円の増額です。

増額の主な要因は、昨年度、長期継続契約を行ったパソコン、プリンター等のネットワークシステム機器等の賃借料や、給与管理システム使用料の増額によるものです。

次に、第2項「監査委員費」は、「監査委員報酬等」として5万6,000円で、前年度と同額です。

次に、第3款「教育費」のうち第1項「教育総務費」、第1目「教育委員会費」は、20万9,000円で、前年度と比較して1,000円の減額です。

18ページ、19ページをご覧ください。

第2項「保健体育費」のうち第1目「学校給食費」は、3億893万7,000円で、前年度と比較して、1千7万9,000円の増額です。

主な内容ですが、第1節「報酬」は、4千813万2,000円で、前年度と比較して576万7,000円の増額です。

増額の要因は、会計年度任用職員の最低賃金の改定や会計年度任用職員の増員によります。

なお、今後についても、人事委員会勧告に伴う最低賃金の変更、また、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となり、適正な処置の確保の観点から制度の改正も見込まれます。羽村市と情報共有を行い、必要に応じ補正等により対応してまいります。

第2節「給料」は、4千753万2,000円で、前年度と比較して36万7,000円の増額です。

増額の要因は、職員の定期昇給によります。

第3節「職員手当等」は、3千126万4,000円で、前年度と比較して163万円の増額です。

増額の主な要因は、定期昇給による「地域手当」、「一般職期末手当」の増額、支給月増加に伴う「勤勉手当」の増額、会計年度任用職員の増員などに伴う「期末手当」の増額によります。

第4節「共済費」は、2千21万4,000円で、前年度と比較して210万9,000円の増額です。

増額の主な要因は、一般職の標準報酬月額等の増額及び会計年度任用職員の社会保険加入対象者の増員によるものです。

第10節「需用費」は、7千608万5,000円で、前年度と比較して1千198万1,000円の増額です。

主な増額の要因は、まず「消耗品費」ですが、経常的なもの以外に、給食用のランチ皿やボールなどの食器、スプーンなどが5年程度で経年劣化することに伴う、一部買い替えや、供給価格が高騰している重油などの「燃料費」、「電気料」、「ガス料」、料金改定を予定している「下水道料」など、予算積算時の実勢価格で計上したことによります。また、老朽化したボイラーや浄化槽施設の修繕料、給食用機器などの備品等修繕料についても計上した結果、増額となりました。

第12節「委託料」は、6千145万8,000円で、前年度と比較して137万1,000円の減額です。

20ページ、21ページをご覧ください。

減額の主な要因ですが、ボイラーの「運転管理業務委託料」については、ボイラーを運転する日数を見直したことや、その他の委託として、「給食献立等管理システム」の導入委託が昨年度に完了し、導入委託料が皆減したこと、また当該システムの保守委託料を見直したことによります。

第17節「備品購入費」は、2千246万5,000円で、前年度と比較して940万5,000円の減額です。「備品購入費」としては、経年劣化による給食用備品の買換えとして、第一センターにフードスライサー1台、消毒保管庫2台、第二センターに蒸気回転釜2台、消毒保管庫1台などを計上した結果、減額となりました。

第2目「施設整備費」第14節「工事請負費」は緊急工事の費用として50万円で、前年度と同額です。

第4款「公債費」については、科目存置として1,000円で、前年度と同額です。

第5款「予備費」については、200万円で、前年度と同額です。

次に、22ページから28ページまでは、給与費明細書となっております。

以上で、議案第2号の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号の細部につきましてご説明いたします。

議案資料の議案第3号資料をご覧ください。A4版横の資料になります。

令和6年4月1日現在の児童・生徒数の見込みですが、羽村市が3千888人、瑞穂町が2千143人で、合計6千31人です。

従いまして、分賦金の負担割合は、羽村市が、64.47%、瑞穂町が、35.53%、で、分賦金につきましては、羽村市が、2億5千892万3,000円、瑞穂町が、1億4千269万5,000円、合計4億161万8,000円です。

なお、分賦金の負担割合の確定につきましては、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって算定し直して、11月議会においてご決定していただくこととしております。

以上で、議案第3号の細部説明とさせていただきます。

○議長（下澤章夫） これをもって、提案理由並びに内容説明は終わりました。これより議案第2号及び議案第3号に対する質疑を行います。質疑に入ります。質疑ありませんか。

○6番（浜中順） 議長、浜中です。

○議長（下澤章夫） 浜中議員。

○6番（浜中順） 2点、お伺いします。

15ページの「事務所費」の「委託料」で、「一般管理費」の12番、「委託料」の④、ずっと下の方ですけども、「職員健康診断委託料」、その検査項目と、どのくらい受診されているのかをお伺いします。

それから、2点目言っていていいですか。17ページの、その同じ「委託料」で一番冒頭、一番上の「土壌調査委託料」についての詳細を教えてください。よろしく申し上げます。

○給食課長（友野裕之） 議長、給食課長です。

○議長（下澤章夫） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） それでは私から、まず1点目の「健康診断委託料」について、御説明いたします。「健康診断委託料」は、まずどのくらい検査項目があるかですが、まず基本検査としまして、レントゲン、それから尿検査、それから視力検査と、それか

ら眼底検査、それから血液検査、聴力検査、それから身長、体重と、このような項目を、対象者約50人を見込んで実施する予定となっております。

それから、あと希望者のみという診断項目がございまして、1点目が大腸がん検査、それから2点目が消化器検査、これはバリウムを飲んで実際に胃の中を検査するものですね、それからあと情報機器作業と言いまして、VDTこれは目の検査になりますが、こちらの方を希望者のみで、それぞれ30人、それから大腸がん検査が30人、それから消化器検査が20人、それから視力検査などの情報機器作業検診が約15人予定しております。以上です。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 17ページの「土壌調査委託料」について、詳細について御説明させていただきます。

まず、調査の場所でございますが、羽村三中と西多摩衛生組合に隣接する羽村市有地になります。

次に、調査の目的になりますが、この付近の土地の地歴が、昭和49年頃に問題となった砂利採取跡地に隣接する土地であることから、この羽村市有地内が、土壌汚染対策法及び東京都の環境確保条例に定める特定有害物質に指定されている有害物質が基準値以下であるかどうか、調査するものであります。

調査の結果、特定有害物質が基準値以下である場合は、この羽村市有地を含む周辺の土地を新給食センター候補地として、今後、隣接する民有地の用地買収などの事務を進めていくこととなります。

従いまして、この「土壌調査委託料」は、この羽村市有地が新給食センターの候補地となり得るのか、判断するために実施する委託調査であります。

調査の具体的な実施方法ですが、羽村市有地内においてボーリングマシンによる土壌調査を6か所で実施し、その調査結果を報告書として作成してまいるものでございます。以上でございます。

○6番（浜中順） 議長、浜中です。

○議長（下澤章夫） 浜中議員。

○6番（浜中順） 2点目は分かりました。1点目ですけども、これは職員が会計年度任用職員も含んでいるのか併せての確認です。それと、実際に受診している数、昨年度と

か一昨年度の実績ですね、それを教えて下さい。大変な仕事をされていると思うので、どのくらい受診されているのか。

○給食課長（友野裕之） 議長、給食課長です。

○議長（下澤章夫） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） お答えいたします。まず対象者ですが、こちらは正規職員、それから会計年度任用職員、これは基本検査のみ対象となっております。

それから受診者数ですが、昨年度は48名の方が受診されています。以上です。

○6番（浜中順） 分かりました。

○議長（下澤章夫） よろしいですか。

○6番（浜中順） はい。

○議長（下澤章夫） ほかに質問ある方。はい、櫻沢裕人議員。

○1番（櫻沢裕人） 予算書の21ページですね、「備品購入費」についてのところで触れたいと思います。

過去の会議録見ますと、備品の購入計画というものを作成していて、それが令和5年度までひとくくりとなっているというようなところがあったんですけども、これ令和6年度以降は同様に、そういった備品の購入計画を作成した上で、今回の「備品購入費」を計上されているのかどうか、お伺いいたします。

○給食課長（友野裕之） 議長、給食課長です。

○議長（下澤章夫） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） お答えいたします。まずこの備品ですが、議員おっしゃったとおり、備品購入計画、正確には5年間の計画を立てまして、それに基づいて、実際は計画的に購入を進めているものでございます。

おっしゃるとおり、令和5年度でその前5年間の計画については終了いたしまして、実は、今年度から新しく5年間の計画を作成し、それに基づいて令和6年度から新しい計画を、5年間のものを作成し、それに基づいて、今回6年度については、備品類の購入が必要だということで、計上させていただいているものでございます。以上です。

○1番（櫻沢裕人） 議長。

○議長（下澤章夫） 櫻沢裕人議員。

○1番（櫻沢裕人） はい、分かりました。今後の先の話で、まあ未定の話ではあるんですけども、例えば仮に新しい給食センターの建設、計画の期末年度に決まったとして

なんですけれども、例えば令和9年度に買うべきというものが、例えば新センターに使えるようなものとか、そういったところは、新センターでも使えるようなものを買うことはご検討されているか、お伺いいたします。

○給食課長（友野裕之） 議長、給食課長です。

○議長（下澤章夫） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） お答えいたします。こちらの計画、まず5年間で計画を立てさせていただいております。

今、議員がおっしゃるとおり、将来的には今の現在の建物が古いものですから、新たな給食提供施設っていうのも考えなくてはいけないということに、考えています。

その際、実際には現在の建物とまた新しく考えるであろう建物の中の、要は構造とか規模ですね、その辺が違ってくることもありまして、備品購入に関しては、今回計画で予定している備品購入に関しては、基本的には既存の建物のみを使用を考えております。

従いまして、延命できるものは延命し、どうしても必要が、新たな給食提供施設ができるまで、もうもたないであろうというものを優先的に考えて、計画を立てているものでございます。以上です。

○議長（下澤章夫） よろしいですか。

○1番（櫻沢裕人） はい。

○議長（下澤章夫） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

○2番（野崎和也） 議長、野崎です。

○議長（下澤章夫） 野崎議員。

○2番（野崎和也） 予算書17ページ、第2款「事務所費」の「給与管理システム更新業務委託料」ですけれども、これ何年間の契約になるのでしょうか。

○給食課長（友野裕之） 議長、給食課長です。

○議長（下澤章夫） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） お答えいたします。この給与管理システムの更新委託料でございますが、こちらは5年間のシステムの長期継続契約として、今回契約、計上をさせていただいております。以上です。

○議長（下澤章夫） よろしいですか。

○2番（野崎和也） 結構です。

○議長（下澤章夫） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。はい、奥泉淳広議員。

○4番（奥泉淳広） 奥泉です。予算報告書19ページの「学校給食費」の、12の「委託料」ですね、「委託料」の中の「浄化槽維持管理委託料」というものでございますけれども、こちらは分流式の下水の浄化槽というのは、除害施設なのでしょうか。

浄化槽ですと、下水の入ってないところで水を浄化して流すという、一般的には浄化槽の、こちらは一日50トンの排水量未満だから浄化槽、それとも50トン以上、除害施設というものになるのか、浄化槽っていう言葉がですね、除害施設なのか。

給食センターの中に曝気槽とかいっぱいあるんです、下水道法上の除害施設になるのか、あるいは全体が特定施設になるのか。浄化槽っていうのは、特に浄化槽で間違いのないかどうかの確認をしてもよろしいですか。

○給食課長（友野裕之） 議長、給食課長です。

○議長（下澤章夫） 友野給食課長。

○給食課長（友野裕之） まずお答えいたします。まず、給食センターに設置されている浄化槽ということなんですけれども、給食センターからまず出る汚水というのは、ほとんど残渣とかの汁物とかを流しますので、どうしてもそのまま、やはり下水道の方に流すことはできません。

そうしますと、そういった料理の汁であったり、それからときには、牛乳の飲み残しなんかを流すときに、やはりある程度きれいな水に変えて放流しなくてはならないとなります。

そうしますと、今、奥泉議員がおっしゃいましたように、まあ浄化施設っていうのが必須ということになってきますが、そのときにやはり、先ほどお話の中でもありましたが、曝気槽なんか含まれて、約7層に分けて浄化をしながら、最後放流層から流されるというような形になっていますので、一日に大体、そうですね、大きな層で約70トンぐらいの水が処理されております。

従いまして、こちらについては、このような処理能力を持った浄化槽を設置しなければ、給食センターとしては成り立たないということで、設置当初からそのサイズを設置させてもらっていることでございます。以上です。

○議長（下澤章夫） よろしいですか。

○4番（奥泉淳広） はい。

○3番（川島靖弘） 3番、川島です。

○議長（下澤章夫） 川島靖弘議員。

○3番(川島靖弘) 1点だけ、お伺いしたいんですが、「事務所費」に入っている人件費というのは、事務とか管理部門で、「教育費」に入っている「人件費」というのは、実際、給食を作っている人の「人件費」という認識でよろしいかどうかの確認をさせていただきます。

○給食課長(友野裕之) 議長、給食課長です。

○議長(下澤章夫) 友野給食課長。

○給食課長(友野裕之) お答えいたします。「人件費」は、「事務所費」と、それから「教育費」の「給食費」の中にも、「人件費」というのは計上させていただいております。

議員が今おっしゃるとおり、「事務所費」については、主に事務職員の給与となります。

それから、「給食費」に係る方の「人件費」は、調理場で働いている調理員、正規の調理員の給与となっております。以上です。

○議長(下澤章夫) 川島靖弘議員。

○3番(川島靖弘) ありがとうございます。その中で、先ほどちょっとあったんですけど、「職員健康診断委託料」というのが、「事務所費」にはあるけど「給食費」の方にはないというのは、そこはもう一括で、そこに計上してあるという認識でよろしいですか。

○給食課長(友野裕之) 議長、給食課長です。

○議長(下澤章夫) 友野給食課長。

○給食課長(友野裕之) お答えいたします。こちら、議員のおっしゃるとおり、事務的な作業となりますので、全体的には事務職員、それから調理職員、全ての職員の予算を、「事務所費」の方に合わせて載せさせていただいております。以上です。

○議長(下澤章夫) ほかに質疑ございませんか。それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の採決をいたします。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

続きまして、これより議案第3号の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ございませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の件を採決いたします。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第4号「教育委員会委員の任命」についての件を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○管理者（橋本弘山） 議長、管理者です。

○議長（下澤章夫） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第4号「教育委員会委員の任命」につきまして、御説明いたします。

平成29年10月から、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会委員としてお力添えをいただいております永井英義氏が、本年3月31日をもって任期が満了となります。

つきましては、永井氏を教育委員会委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会のご同意をいただくため、本案を提出するものであります。

永井氏の住所は、羽村市神明台三丁目1番地4ネオステージ羽村102号室、生年月日は、昭和47年7月11日、任期につきましては、令和6年4月1日から令和10年3月31日までであります。

永井氏の主な経歴は、お手元に配布しております議案第4号資料のとおりですが、本人は極めて人格が高潔で優れた識見をお持ちであり、教育委員会委員としてふさわしい方であります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（下澤章夫） これをもって提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑がありましたら、発言を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号「教育委員会委員の任命」についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

次に、日程第8、議案第5号「教育委員会委員の任命」についての件を議題といたします。提案者から、提案理由の説明を求めます。

○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。

○議長(下澤章夫) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 議案第5号「教育委員会委員の任命」につきまして、御説明いたします。

令和2年4月から、羽村瑞穂地区学校給食組合教育委員会委員としてお力添えをいただいております村上豊子氏が、本年3月31日をもって任期が満了となります。

つきましては、村上氏を教育委員会委員として再任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をいただくため、本案を提出するものであります。

村上氏の住所は、瑞穂町大字石畑1658番地、生年月日は、昭和34年12月27日、任期につきましては、令和6年4月1日から令和10年3月31日までであります。

村上氏の主な経歴は、お手元に配布しております議案第5号資料のとおりですが、ご本人は極めて人格が高潔で優れた識見をお持ちであり、教育委員会委員としてふさわしい方であります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長(下澤章夫) これをもって提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑がありましたら、発言を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（下澤章夫） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号「教育委員会委員の任命」についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後4時13分 閉会